

双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更（双葉町）

都市計画中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり変更する。

名 称		中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置		双葉郡双葉町大字中野字宮ノ脇、高田、谷地前、江又、深町、竹ノ花、館ノ内、塚ノ前、堂ノ前及び原田					
面 積		約 4 9 . 6 ha					
位置 及 び 規 模	特定公益的・特定業務施設		約 3 . 7 ha		備考	交流施設、産業、研究、業務施設等を 8・5・1 福島県復興祈念公園と隣接する地区東部に配置する。	
	特定業務施設		約 3 4 . 5 ha			産業、研究、業務施設等を地区全体に適宜配置する。	
	特定 公共 施設	道路	種 別	名称	幅員	延長	備考
			幹線道路	—	14m	約 770m	3・5・6 長塚中野復興シンボルロード
			区画道路	—	12～8m	約 5, 050m	
			地区を横断する 3・5・6 長塚中野復興シンボルロードを主要な動線とし、区画道路（12m～8m）を配置する。				
		その他の公共施設	下水道 ①雨水：調整池を経由して排水路へ放流する。 ②汚水：污水处理施設により処理し排水路へ放流する。 水 路 約 0.9ha 上水道 双葉地方水道企業団により供給する。				
	小 計		約 1 1 . 4 ha				
建築物の延べ面積の敷地面積 に対する割合の最高限度		200／100					
建築物の建築面積の敷地面積 に対する割合の最高限度		60／100					
建築物の高さの最高限度		—					

「区域は計画図表示のとおり」

変更理由

アーカイブ拠点施設・産業交流センターと 8・5・1 福島県復興祈念公園の連携を図るため、区画道路の位置、線形及び延長を変更し、特定公益的・特定業務施設、特定業務施設及び水路の規模を変更しようとするものです。

併せて、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び建築物の高さの最高限度を定めようとするものです。

中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設計画図

中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設計画図

